

## 申請に対する処分個別票

所管局担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (埠頭) (06-6572-4033)
処分担当名	同上
処分の名称	港湾施設の一体使用許可
概要	大阪市港湾施設条例第5条の規定により、指定された岸壁に船がけい留した場合、その岸壁と背後荷さばき地を一体的に使用するものとし、市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例(昭和39年4月1日 条例第76号) 第5条、第5条の2 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 大阪市港湾施設条例施行規則(平成21年3月30日規則第79号) 第5条第1項 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 港湾施設において次の各号に掲げる物を取り扱わないこと</p> <p>①爆発物又は燃焼しやすい物</p> <p>○「爆発物又は燃焼しやすい物」とは、主に、港則法施行規則第12条により引用する危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条第1号に定める危険物(火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質類)をいいます。</p> <p>②特に危険性が高い感染症を伝播するおそれのある物</p> <p>○「特に危険性が高い感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、及び新感染症をいいます。</p> <p>③他の物を汚損し又はき損するおそれのある物</p> <p>○「汚損又はき損」とは、物理的に物をよごしたり、傷つけたり、破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含まれます。</p> <p>④損傷し又は腐敗しやすい物</p> <p>○「損傷」とは、物理的に物が傷ついたり、こわれたりすることのほか、物がその本来の目的に使用することができない状態にすることも含まれます。</p> <p>⑤前各号に掲げる物のほか、市長が管理運営上支障があると認める物</p> <p>(2) 港湾施設において、貨物その他の物件を放置しないこと</p> <p>(3) 網取施設においては、本市岸壁使用の許可を得ていること</p> <p>(4) 暴力団の利益にならないこと</p> <p>○「暴力団の利益になる使用」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体が、公の施設について、暴力団員等の出所祝い、組長等の襲名披露パーティなど暴力団の勢力の誇示、資金の獲得等を目的とする組織的な行為を行うことをいいます。</p> <p>(5) 管理上の支障がないこと</p> <p>○「管理上の支障」とは、使用者等の生命、身体の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>(6) その他市長が不相当と認める事由がないこと</p> <p>◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (埠頭)
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を海務課(埠頭)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (埠頭)
ホームページ	
備考	